

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出について、同法第8条第1項の規定により盛岡市から聴取した意見の概要は、次のとおりである。

平成19年9月4日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 生鮮&業務スーパー東安庭店 盛岡市東安庭三丁目17番41号
- 2 届出者の氏名又は名称 株式会社スーパーマーケットマルイチ
- 3 盛岡市から聴取した意見の概要 駐車需要の充足等交通に係る事項

(1) 本届出においては、増床に伴い増加する交通量を、増床後の面積により大店立地法指針に基づき算出した店舗全体の発生集中交通量から増床面積按分として算出し、交通処理計画を検討しているが、現況における発生集中交通量は、増床前の床面積による指針に基づく発生集中交通量を大幅に上回っていることから、増床前の実態に即して増床後の発生集中交通量を推計し、交差点の交通処理計画を検討すること。

また、増床に伴って必要駐車台数に不足を来さないよう、併せて検討すること。

(2) 増床に伴う発生集中交通量の方面別の比率設定や来退店車両の動線の割合が、現況調査結果と相違していることから、精査すること。

(3) 国道396号には、出入口1から4まで近距離で設置されているが、出入車両の交錯による危険を回避するため、統合を検討すること。

備考 本公告に係る盛岡市から聴取した意見については、この公告の日から起算して1月間盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所に備えておいて縦覧に供する。